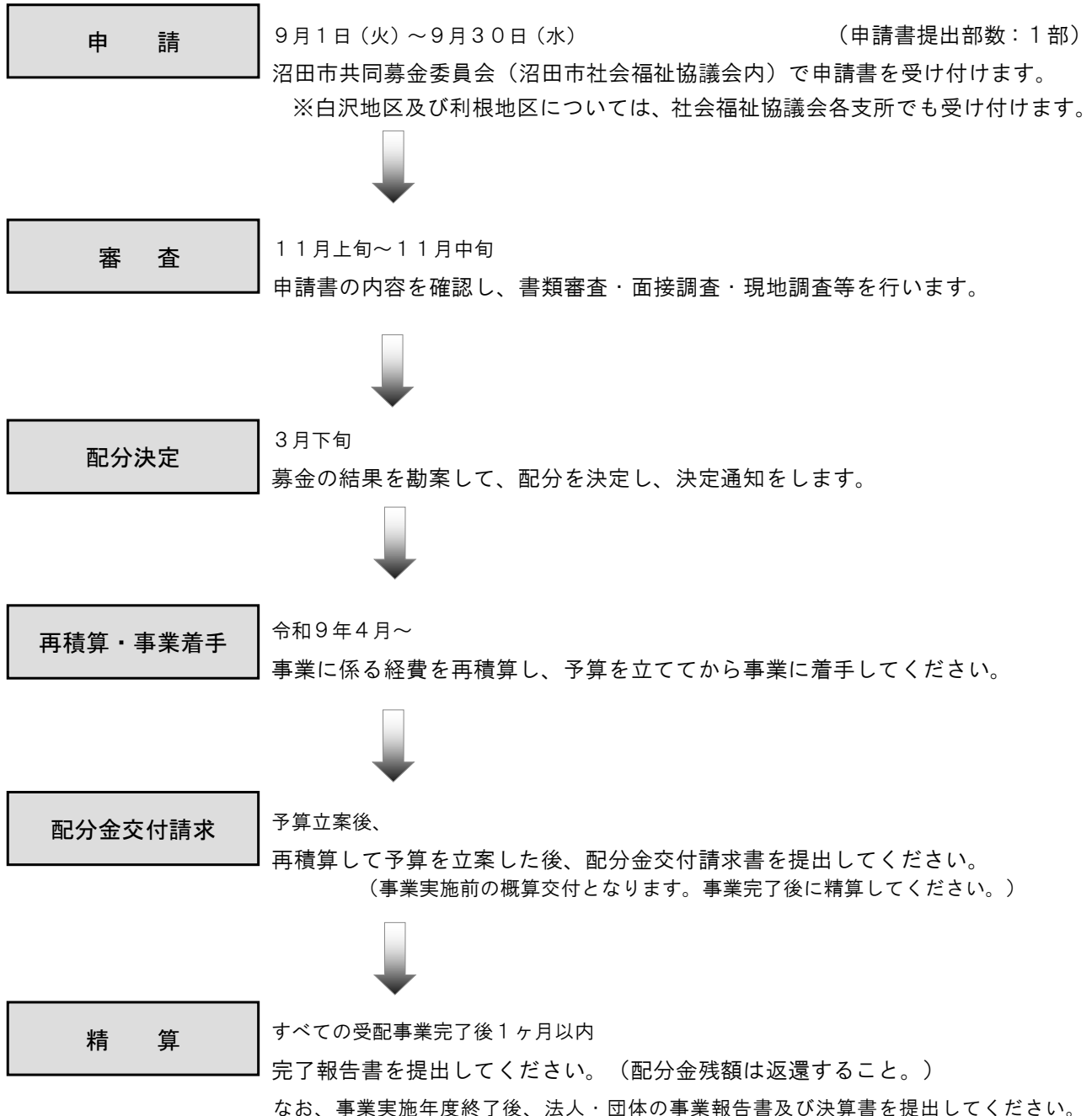


令和８年度共同募金 受配の手引き

（地域コミュニティ構築支援活動配分の編）

令和８年度共同募金は、令和９年度（令和９年４月１日～令和１０年３月３１日）に実施する事業に対して配分します。この配分を受けるにあたっては、以下を遵守してください。

I ●申請から事業実施までの流れ



Ⅱ 配分基準等

1. 対象法人・団体

介護予防・日常生活支援総合事業の一環として沼田市が取り組む「お互いさまのまちづくり」を担う第2層コーディネーターを有する法人及び第2層協議体。

※この基準で「第2層協議体」とは、中学校区で規約・役員体制・運営組織等が整備され、地域住民が抱える日常生活における困りごとに対し、住民同士で話し合い、福祉活動の基礎となるコミュニティの形成、住民同士による課題解決の仕組みづくりを推進する組織をいう。

2. 対象事業

① 対象法人・団体がコーディネートしながら、地域住民の困りごとに対し、住民同士が支え合って解決を試みる主体的活動。

② 高齢福祉分野に留まらず、さまざまな住民ニーズに住民同士で気づき合える仕組みを構築する一助となる活動を優先する。

【対象事業・活動の例示】

- ・第2層協議体単位で行う住民主体の防災。・防犯訓練及びマップづくり、担い手研修など
- ・第2層協議体単位で行う居場所などの住民交流拠点づくりで、特に制度の狭間にあるニーズに応えるべく企画される事業

(ふれあい会食会、昔遊び教室、認知症カフェ、子ども食堂、無料学習支援、介護者教室など)

3. 配分対象外

- ① 特定された会員、構成員等のみで実施される活動
- ② 申請者の組織運営及び管理事務にかかる経費
- ③ 備品の整備及び物品の購入にかかる経費

4. 配分限度額

- ① 配分上限額は1事業あたり2万円までとし、1申請者あたり2事業まで申請できる
- ② 配分額は千円単位で千円未満は切り捨てとする
- ③ 申請事業に対して他からの補助がある場合は、その補助額を経費総額から減じて配分額を算出する

5. 留意事項

- ① 同一事業を同様の内容で受配できるのは連続3年までとし、連続受配後1年以上を空けなければ再申請できない。

Ⅲ 配分申請書の作成方法及び提出先等

1. 申請する事業内容の検討

- ① 事業の目的・対象者・実施回数・実施時期・実施方法等を法人や団体の関係者で話し合う。
特に、代表者・担当者の一個人の意見だけで事業を計画しないようにすること。

(配分決定後、事業着手の段階になって、団体のメンバーの意見が合わずに実施できないということのないように。)

- ② 地域住民の参加が必須で、継続的に実施できる事業を計画する。

2. 事業経費の見積もり

- ① 事業にかかる経費を見積もり、総事業費を把握するとともに、実施可能か確認する。
- ② 事業の実施には、「赤い羽根共同募金」の受配により実施することを、明確に標記するものとする。

3. 配分申請書の作成（様式1ー<5>、1部作成）

- ① 「申請事業の概要」欄：申請事業の概要、配分を必要とする理由などを記入する。
特に、申請事業を実施することにより解決したい課題等についても記述する。
- ② 「経費内訳」欄：経費項目ごとに、見積もった内訳と金額を記入する。
- ③ 「資金内訳」欄：配分金、補助金、自己資金等の金額を申請書の「資金内訳」欄に記入する。
配分金額は千円単位（千円未満切り捨て）なので注意する。
- ④ 添付書類を1部用意する。
 - ・ 協議体約款・会則等のコピー
 - ・ 令和7年度の協議体の事業報告書・決算書※
※法人申請の場合は、第2層コーディネーター及び協議体への収支が確認できる帳票のコピーを必ず添付すること。
 - ・ 令和8年度の協議体の事業計画書・予算書
※法人申請の場合は、第2層コーディネーター及び協議体への収支が確認できる帳票のコピーを必ず添付すること。
 - ・ その他、事業内容が確認できるチラシや写真等があれば添付すること。

4. 申請方法

- ① 受付窓口： 沼田市共同募金委員会事務局（沼田市社会福祉協議会内）
- ② 受付期間： 令和8年9月1日（火）～9月30日（水）（受付窓口必着、郵送可）
※郵送の場合、提出書類の不備は受付できません。
- ③ 提出部数： 1部

【留意事項】

申請内容について、必要に応じて申請前に事務局にご相談下さいますようお願いいたします。

申請書用紙は本冊子の最後に添付してありますのでご活用ください。